

主な根拠法令一覧

日本国憲法 (昭和21年11月3日)
第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

学校教育法 (昭和23年法律第26号)
第21条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和23年法律第132号)
第10条 発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。
2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則 (昭和23年文部省令第15号)
第8条 法第6条第3項によって教科書の見本を出品しようとする者は、教科書展示会開催の二週間前までに、都道府県の教育委員会に、見本を届けなければならない。
第9条 都道府県の教育委員会は、出品教科書を1年間保存しなければならない。

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 (昭和37年法律第60号)
第1条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年法律第182号)
別掲載

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (昭和39年政令第14号)
別掲載

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (昭和39年文部省令第2号)
第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「法」という。)第5条第2項の文部科学省令で定める場合は、2月末日までの間に転学した児童又は生徒について、種目(法第13条第1項に規定する種目を言う。以下同じ。)ごとに転学後において使用する教科用図書が転学前に給与を受けた教科用図書と異なる場合とする。

会計法 (昭和23年法律第35号)
第22条 各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払いをしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金又は

概算払いをすることができる。

予算決算及び会計令臨時特例 (昭和21年勅令第558号)

第3条 各省各庁の長は、当分の間、法第22条の規定により、次に掲げる経費について、概算払いをなすことができる。

6 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年法律第182号)
第4条の規定に基づく契約に係る教科用図書の購入費。

教科書発行保証金として納付すべき金融債の指定に関する取扱規則 (昭和25年文部大臣裁定)

第1条 この規則において教科書発行保証金とは、教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和23年法律第132号) 第12条の規定に基づき教科書の発行に関して発行者が文部科学大臣に納付する保証金をいう。

災害救助法 (昭和22年法律第118号)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成12年厚生省告示第144号) (平成17年厚生労働省告示第203号)

第9条 法第23条第1項第8号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童 (盲学校、聾学校及び養護学校 (以下「特殊教育諸学校」という。)) の小学部児童を含む。以下同じ。) 中学校生徒 (中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。) 及び高等学校等生徒 (高等学校 (定時制の課程及び通信制の課程を含む。) 中等教育学校の後期課程 (定時制の課程及び通信制の課程を含む。)) 特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校、及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行うものである。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法

(昭和23年法律第132号)

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 一人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 4,800円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については、1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。